角田市農林業関係補助事業の概要 【令和6年度版】

市では、農林業推進のため各種補助事業を用意しております。 具体的な内容についてはお気軽にご相談下さい。

令和6年4月1日

問合せ先: 農林振興課 63-2119

[:	水田関係:農政係】	令和6年4月1日				
No	事業名	事業の内容	対象者·対象経費等	補助率(額)	備考	
1	畑作物の直接支払交付金	農業経営の安定を図るため、農 産物の販売価格と生産コストの 差額を助成	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	【数量払】 (生産量と品質に応じて交付) ● 小麦 課税事業者向け 5,930円/60kg 免税事業者向け 6,340円/60kg 免税事業者向け 4,850円/50kg 免税事業者向け 5,150円/50kg 免税事業者向け 9,430円/60kg 免税事業者向け 9,840円/60kg 祭税事業者向け 9,840円/60kg ※上記金額は平均交付単価となります。 【面積払】 ● 20,000円/10a(そばは13,000円/10a)	∽ 类式很内容\	
2	水田活用の直接支払交付金	※農林水産省のホームページで 検索できます。 『経営所得安定対策等の概要 (令和6年度版)』	販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する農業者等 ※令和4年度から水張ができない農地に加え、今後 5年間に一度も水張が行われない農地も交付金の 『対象外』となります。	●麦・大豆・飼料作物 35,000円/10a (多年生牧草:収穫のみは10,000円/10a) ●WCS用稲 80,000円/10a ●加工用米 20,000円/10a ●飼料用米※・米粉用米 収量に応じて55,000円~105,000円/10a ※一般品種は55,000円~95,000円/10a	経営所得安定対策(国)	
3	米・畑作物の直接支払交付金 (ナラシ対策)		認定農業者、集落営農、認定新規就農者	●米・麦・大豆等の当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合にその差額の9割を補てん(農業者:1 国:3)		
4	農地利用効率化等支援交付 金	将来の集約化に重点を置いた農 地利用の姿の実現に向けて、生 産の効率化に取り組む等の場 合、必要な農業用機械・施設の 導入を支援	①融資主体支援タイプ 地域計画が策定されている地域(策定が確実であると市町村が認める地域含む)で目標地図に位置づけられた者等 ②先進的農業経営確立支援タイプ 上記のうち広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限を引き上げ ※配分基準ポイントが定められており、ポイントの高い経営体からの採択となります。要件を満たしていても、国で採択の判断がされるため、補助が確約されたものではありません。	②先進的農業経営確立支援タイプ 農業用機械・施設 事業費の3/10以内 【上限】法人1,500万円 個人1,000万円	【取組要件①(必須目標)】 付加価値額(収入総額-費用総額+人件 費)の拡大 【取組要件②(選択目標)】 農産物の価値向上、単位面積あたりの収量 の増加、経営コストの削減 【今後の取組に対するポイントの取組要件③ (事業関連取組目標)】 経営面積の拡大、労働時間の縮減、経営管 理の高度化、他産業との連携	

【担い手育成支援関係:農政係】

No.	事業名	事業の内容	対象者·対象経費等	補助率(額)	備考
5	農地集積•集約化対策事業	地域における話し合い(地域計画の目標地図※)に基づき、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域に対して助成	農地中間管理機構を通し担い手に貸し付けられた 面積に応じて交付 ●地域集積協力金 地域における話合い(地域計画の目標地図※)によ り地域で農地中間管理機構にまとまった農地を貸し 付けた場合の当該地域	●地域集積協力金地域内の農地中間管理機構への貸付割合に応じ変動 20%超~40%以下 10,000円/10a 40%超~70%以下 16,000円/10a 70%超~80%以下 22,000円/10a 80%超 28,000円/10a ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けており、かつ、再度申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請すること。	国:農地集積・集約化対策事業費 ※令和7年3月に角田市内7地区の地域 計画公告予定のため、公告前は実質化された人・農地プランに基づく農地中間管理機構への貸付が対象となる。
6	経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(3年以内)の所得を確保するため助成	●独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定 新規就農者であり、次世代を担う農業者となること についての強い意欲を有していること。 ●独立・自営就農であること。 ●青年等就農計画等が以下の基準に適合していること。 ●独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 ●前年の世帯所得が600万円以下であること。	●個人の場合 1年あたり 最大150万円 ●夫婦の場合 1年あたり 最大225万円 ※最長3年間	国:経営開始資金
7	農業後継者就農支援事業	農業後継者(親元就農)が就農 する際に、経営規模拡大を行う ための農業機械の導入、施設の 導入等の費用の一部を助成	農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部 ●農業後継者として経営を委譲し、認定農家となったもの。 ●補助対象となる農業者が農業次世代人材投資事業補助金(経営開始資金)を受けていないこと。	●補助率:1/3 ※補助上限額:50万円 (一戸一度に限り補助します。)	市単独
8	新規就農者支援事業	新規就農者が経営規模拡大を行 うための農業機械の導入、施設 の導入等の費用の一部を助成	農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部 ●青年等就農計画計画を提出し、市の認定を受けて いること。 ●補助対象となる農業者が農業次世代人材投資事業 補助金(経営開始資金)を受けていること。 ●農業後継者就農支援事業を受けていないこと。	●補助率:1/3 ※補助上限額:50万円 (一人一度に限り補助します。)	市単独
9	農業経営法人化支援事業 (農業振興事業)	地域の中心となる経営体の育成・確保のため、農業経営の法 人化に要する経費を助成	法人設立及び初期費用に要する経費 ①集落等を単位とした農作業受託組織を基礎として 設立された法人 ②複数の集落営農法人が合併して新たに設立された 法人 ③複数戸により設立された法人又は法人同士により 設立された法人であって、地域から農地の利用権設 定等を受けている又は地域から雇用している法人 ④個人の農業者により設立された法人であって、地 域から農地の利用権設定等を受けている又は地域から雇用している法人	●農業法人当たり:40万円	市単独
10	オーダーメイド型多様な農業 人材支援事業	品目等の取組や新技術導入等に	対象者:新農業人(就農から3年経過していない農業者)や中小規模・家族経営体 ※補助対象外…認定農業者、認定新規就農者、 集落営農経営 対象経費:新たな園芸品目等の取組や新技術導入等 に係る機械・施設等の導入及び改修に要する経費 【県審査有】	●補助率:2/3(県+市) ※補助上限額:400万円 【県の予算が無くなり次第受付終了】	県1/3、市1/3

【林棠関係:農林振興係】

No	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
1	みんなの森林づくりプロジェク	森林の保全管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進及び山村の活性化に要する経費を助成	対象者: ①3名以上で構成され規約等が定められている組織②会費を徴収するなど、財政的な基盤がある組織③3年間の活動計画を策定し、活動目標と活動結果のモニタリングを実施すること等対象経費:里山林の景観維持や侵入竹の伐採・除去、広葉樹の伐採・搬出等。	●補助率・10/10 (国75% - 125% - 125%)	申請は農林振興課経由で宮城県へ。採択は宮城県(大河原地方振興事務所)で行います。

※裏面につづく

問合せ先: 角田市農林振興課 63-2119

【園芸・果樹関係:農林振興係】

No.	事業名	事業の内容	対象者·対象経費等	補助率(額)	備考
12	園芸特産重点強化整備事業	園芸特産物の生産振興と産 地を育成するため、栽培施 設等の整備や機械購入に要 する経費を助成	【対象者】JAみやぎ仙南 等 【対象経費】県の重点振興品目等の栽培 施設などの整備や機械購入に要する経費	●1/2以内 (県1/3、市1/6)	市町村振興総合補助金(県)
13		施設園芸の普及と園芸作物 の安定的な生産・供給を図 るため、パイプハウス等の 設置費用の一部を助成	【対象者】園芸作物を出荷している又は 事業を実施した日から起算して2年以内 に出荷を予定している生産者及び生産者 団体 【対象経費】出荷のための園芸作物生産 用ガラス室及びパイプハウスの設置に要 する経費	●1/3以内 (上限250,000円)	市単独
14	防霜資材購入助成事業	市内で梨及びりんごの生産 のために使用する防霜資材 の購入経費の一部を助成	【対象者】市内で梨及びりんごを出荷している生産者または生産者団体等 【対象経費】令和6年産における防霜資材の購入に要する経費	●1/3以内	市単独
15	収入保険加入助成事業	収入保険加入に要する保険 料の一部を助成	【対象者】令和5年度及び令和6年度に 新規で収入保険に加入する者 【対象経費】収入保険加入に要する保険 料	●1/3以内	手続きについては、宮城県農業共済組合が行います。

[6次産業化関係:農林振興係]

No	事業名	事業の内容	对象者·対象経費等	補助率(額)	備考
10	8 角田市6次産業化支援事業		【対象者】 (1)市内に住所を有する3戸以上の農業者によって組織する団体(規約等を有する) (2)市内に住所を有する農業者等で、市長が特に必要と認めた者 【対象経費】自らが生産した農畜産物を活用し、新たに加工製造の発売に関係である機能の表現である。	●2/3以内 (400万円上限) ただし、施設の増改額は ただし、施設の増改額は でする経費の2分の万円 は が動対象とする。 ※国、合いた額と ※国、合いた額と の3分万円を の3分の万円を の3分の万円を の3分の万円を の1000 の3分の万円を の1000 の3のの一段を の2をの の2をの の3のの の3のの の3のの の3のの の3のの の3の	市単独 ※大河原農業改良普及センターなどの指導を受けて、事業計画を策定する必要があります。計画を作成する前に必ず相談してください。 ※補正対応

【鳥獣被害対策関係:農林振興係】

N	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
1	7 農作物鳥獣被害防止対策事 業	イノシシなどから農作物の 被害防止を図るため、電気 柵等設置に要する経費の一 部を助成		(1) ① 1 / 2 以内 ② 1 / 3 以内 (2) 1 / 2 以内	(1) 防除施設 ●被害防止のための、「電気柵」、「ワイヤーメッシュ柵」、「トタンなどの耐用性の隔障物又はこれに類するもので市が認めるもの」 ●カタログ及び見積書を添付し申請すること。 ●事前に着手、設置することは認められません。 (2) 捕獲猟具 (狩猟免許所持者) ●はこわなを対象とする。くくりわなは、対象になりません。 ●個人での購入は、1年度につき1基 ●集落ぐるみでの購入の場合は、組織内に狩猟免許取得者及び銃砲所持許可を受けている者(駆除隊員)がいること。 ●カタログ又は設計書、及び見積書を添付し申請すること。 ●クマの脱出口取り付けに努めること(県の指導)。 ●事前に設置、着手することは認められません。
1	3 狩猟免許取得促進事業	野生鳥獣捕獲の従事者 (狩猟者)確保と農作物被害 等防止を図るため、狩猟免 許取得などに要する経費の 一部を助成	●狩猟免許(わな、銃猟) ●猟銃所持(要狩猟免許) 【対象者】市内に住所を有する農業者等 【要 件】新たに狩猟免許の取得又は狩猟免許取得と併せて猟銃の所持許可を受ける方で、5年以上駆除隊員として駆除活動に従事できること。 【対象経費】狩猟免許取得及び猟銃等の所持許可を受けることに要する経費(物品を除く、領収書添付)	〇10/10以内	●予め、講習会や免許取得のための県収入証紙代、手数料、医師の診断書など、かかった諸費用の領収書を保管し、申請時に添付すること。 ●申請時に、狩猟免許証及び銃砲所持許可証の写しを添付すること。また、駆除隊員となる誓約書を提出すること。 ●狩猟免許取得後、狩猟登録を行うこと。 ●狩猟登録し狩猟を経験後の翌年度において、駆除隊員となるための研修を受講すること。 ●銃や保管庫などの物品は、対象になりません。

【水源施設-多面的機能関係:農林土木係】

N	D. 事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
1:	9 農業用水源施設設置等事業	のかんがい用水を確保し、 農業生産の安定を図るた	水源施設の設置又は改修をしようとする 市内に住所を有する農業者 ※水源施設とはかんがい用水貯留施設及 び地下水取水施設	費の額と受益面積区分に応じた標準事業費の額のいずれか低い額の2/3(上限額設置20万円 改修10万円) 〇受益面積が40アール以上は設置又は改修に要した経	改修 9万円 20アール以上30アール未満 設置24万円
2	0 多面的機能支払交付金事業	機能(国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等)の維持・発揮を図るための地域の共同活動や、農業用施設の軽微な補修及び農業用用排水路等の長寿命化を目的とし	●主な活動内容 ①農地維持支払 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農 道の路面維持など基礎的な共同活動。 ②資源向上支払(共同活動)	●交付単価 ①農地維持支払 田:3,000円/10a 畑:2,000円/10a ②資源同活動) 田:2,400円/10a 畑:1,440円/10a ③資源向上支払 (施設の長寿命化) 田:4,400円/10a 畑:2,000円/10a 畑:2,000円/10a ※取組む活動により単価が 異なり、記載額は上限単価 となります。	※活動組織の設立及び活動を希望される団体等においては、活動する前年度において、計画策定に向けた準備が必要となります。希望される場合は、事前に必ず相談してください。

問合せ先: 角田市農林振興課 63-2119